

ご存知ですか？

『退職者医療制度』

会社などを退職し、国保に加入して年金を受給されている方は、老人保健に該当するまで退職者医療制度で医療を受けることになります。

◆対象となる人は……

- 1、国民健康保険に加入している人
- 2、年金を受給している人
(厚生年金や各共済年金の老齢(退職)年金を受給している人で、加入期間が20年以上又は40歳以降10年以上ある人)
- 3、老人保健法の適用を受けていない人

以上の要件を満たす人とその家族が対象になります。

◆自己負担の割合は……

区分	退職被保険者本人		扶養家族
入院	2割		2割
通院	2割		3割

◆届け出は……

年金の受給権が発生した日から適用となりますので、年金証書を受け取ってから14日以内に届けてください。

(必要なものは…年金証書・印鑑・保険証)

「国民健康保険退職被保険者証」が交付されます。

◆特別療養費の支給……

退職者医療制度に該当する方が、「年金証書」が届いていないため、やむを得ず一般被保険者証で診療を受けたときは、申請すると差額分(本人1割、扶養家族は入院のみ1割)があとで支給されます。

※問い合わせ先 住民課国保係 ☎82-8814

年金Q&A

再就職するまでの年金加入は？

Q 私は現在勤めている会社を辞め、2ヵ月後に新しい会社に勤めることが決まっています。年金はどちらの会社でも厚生年金(共済年金)に加入となりますが、その間の2ヵ月間は国民年金に加入しなければならぬのでしょうか？
また、国民年金保険料を2ヵ月分だけ納めても掛け捨てにはなりませんか？

A

日本に住んでいる20歳～60歳の方は必ず国民年金に加入しなければなりません。前の会社を退職した際には、お住まいの市町村の国民年金係で加入手続きをして下さい。

また、たとえ2ヵ月分であっても、保険料を納めた期間は将来もらえる年金のうち、老齢基礎年金の年金額の計算に算入されますので掛け捨てになることはありません。

※扶養している配偶者がいる場合には、その配偶者の方も手続きをして保険料を納めていただくことになります。また、再就職後も扶養に入るようでしたら、健康保険の扶養手続きとともに国民年金の「第3号被保険者」の届けを新しい会社を通じて届出するようになります。

☆☆ 注意！届出がない場合は ☆☆☆

届出がなかったり、届出が遅れて2年以上過ぎてしまった扶養期間(第3号被保険者期間)は国民年金の未納期間になってしまいます。

また、会社を辞めた後、国民年金加入の手続きがされず、2年以上過ぎてしまった場合、過ぎた期間の納付はできません。

※問い合わせ先 住民課国民年金係 ☎82-8813

